

## 6 主な債権における未収金残高目標及び具体取組内容など

主要債権 P36～

市債権回収対策室 P48～

(別冊) その他主要債権

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	福祉局	担当	保険年金課	債権整理番号(3ケタ)	026	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	国民健康保険料
----	-----	----	-------	-------------	-----	------	--------------	-----	---------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' (=エ'+オ')	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ア')	ケ'' =ケ+ケ'
A 令元実績	13,694,517	311,650	13,382,867	3,494,318	3,018,583	6,824,551	26.1%	49.8%	6,869,966	54,986,204	49,381,567	0	49,381,567	89.8%	89.8%	5,604,637	77.3%	81.8%	12,474,603
B 令2実績	12,474,603	402,071	12,072,532	2,808,915	2,812,484	6,023,470	23.3%	48.3%	6,451,133	51,648,174	46,991,629	0	46,991,629	91.0%	91.0%	4,656,545	78.2%	82.7%	11,107,678
C 令3修正目標	11,107,678	460,969	10,646,709	2,597,797	2,504,781	5,563,547	24.4%	50.1%	5,544,131	49,661,199	44,923,520	0	44,923,520	90.5%	90.5%	4,737,679	78.8%	83.1%	10,281,810
D 令3実績	11,107,678	187,361	10,920,317	2,651,475	2,839,279	5,678,115	24.3%	51.1%	5,429,563	52,295,623	48,148,280	0	48,148,280	92.1%	92.1%	4,147,343	80.4%	84.9%	9,576,906
E 令4当初目標	10,281,810	20,685	10,261,125	2,503,715	2,437,467	4,961,867	24.4%	48.3%	5,319,943	53,269,180	48,187,300	0	48,187,300	90.5%	90.5%	5,081,880	79.8%	83.6%	10,401,823
F 令4修正目標	9,576,906	229,527	9,347,379	2,280,761	2,251,784	4,762,072	24.4%	49.7%	4,814,834	54,038,531	49,456,064	0	49,456,064	91.5%	91.5%	4,582,467	81.6%	85.2%	9,397,301
G 令5当初目標	9,397,301	225,221	9,172,080	2,237,988	2,209,554	4,672,763	24.4%	49.7%	4,724,538	54,337,586	50,028,615	0	50,028,615	92.1%	92.1%	4,308,971	82.3%	85.8%	9,033,509

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	未収債権の件数	未収金残高
過年度	0	29,642	133,998	0	19,908	10,056	0	0	80,894	274,498	0	0	0	0	52,161	45,005	97,166	371,664
現年度	0	76,304	139,583	0	6,837	6,439	0	6	61,428	290,597	0	0	0	0	28,437	0	28,437	319,034
令和3年度決算見込	0	991,935	1,814,529	0	88,883	83,704	0	75	798,539	3,777,665	0	0	0	0	369,678	0	369,678	4,147,343

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
- ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨) / 整理債権: ( (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) ) → ⑭ ) 又は ⑮ → ⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	84,377
-------------------------------	--------

令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	690,698
令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令2実績)のケ	9,576,906

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<p>ページ一口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨を実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員による区職員に対する直接指導を行い、区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図った。また、各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みや、勤務先に対する弁護士名入りの照会および実地調査を継続実施するなど、さらなる収入額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。</p> <p>市債権回収対策室においては、給与調査予告を継続して実施した。</p>	<p>ページ一口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨を実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員による区職員に対する直接指導を行い、区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図った。また、各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みや、勤務先に対する弁護士名入りの照会および実地調査を継続実施するなど、さらなる収入額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。</p> <p>市債権回収対策室においては、給与調査予告を継続して実施した。</p>
取組実績	<p>ページ一口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨を実施し、国保加入世帯全体における口座振替加入率は1.30ポイント増の50.76%と、前年度を上回っている状況にある。</p> <p>各区においては、各区の特性に応じた収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員による区職員への直接指導、弁護士職員による不動産差押・換価を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会・実地調査に取り組んだ。福祉局においては、区職員を対象とした滞納処分業務に関する研修会等を開催し、滞納整理業務のスキルアップを図った。市債権回収対策室(保険年金課分室)においては、財産調査の集約化による効率的な滞納整理事務を進め、給与差押についても着実に執行しているところである。</p> <p>これらの取組の結果、令和3年度決算における収納率は、対前年同月比1.00ポイント増の24.3%となり、目標収納率には0.1ポイント及ばなかったものの、未収金残高目標については目標達成となったところである。</p> <p>○令和3年度の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納処分世帯数</li> <li>差押予告 25,754世帯(対前年同月比+10,200世帯)</li> <li>差押 6,194世帯(対前年同月比+2,806世帯)</li> </ul>	<p>ページ一口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨を実施し、国保加入世帯全体における口座振替加入率は1.30ポイント増の50.76%と、前年度を上回っている状況にある。</p> <p>各区においては、各区の特性に応じた収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員による区職員への直接指導、弁護士職員による不動産差押・換価を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会・実地調査に取り組んだ。福祉局においては、区職員を対象とした滞納処分業務に関する研修会等を開催し、滞納整理業務のスキルアップを図った。市債権回収対策室(保険年金課分室)においては、財産調査の集約化による効率的な滞納整理事務を進め、給与差押についても着実に執行しているところである。</p> <p>これらの取組の結果、令和3年度決算における収納率は、対前年度比1.1ポイント増の92.1%となり目標達成となった。また、未収金残高についても目標達成となったところである。</p> <p>○令和3年度の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納処分世帯数</li> <li>差押予告 25,754世帯(対前年同月比+10,200世帯)</li> <li>差押 6,194世帯(対前年同月比+2,806世帯)</li> </ul>
課題	<p>これまでの取り組みを継続して実施してきたところ、徴収率は毎年着実に上昇し、令和3年度は未収金残高目標を達成したところである。令和4年度も令和3年度と同様に、コロナ禍の情勢の中、予断を許さない状況ではあるが、引き続きより一層の未収金残高の縮減に向け区と局が一丸となって取り組むとともに、高額滞納世帯に対し、給与等の差押を実施するなど、重点的に滞納対策を講じる必要がある。</p>	<p>これまでの取り組みを継続して実施してきたところ、徴収率は毎年着実に上昇し、令和3年度収納率は全市目標及び未収金残高目標を達成したところである。令和4年度も令和3年度と同様に、コロナ禍の情勢の中、予断を許さない状況ではあるが、引き続きより一層の未収金残高の縮減に向け区と局が一丸となって取り組む必要がある。</p>
改善策	「5.令和4年度の取組内容」とおり	「5.令和4年度の取組内容」とおり

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<p>引き続き、ページ一口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨や、各区の特性に応じた収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員による区職員への直接指導、弁護士職員による不動産差押・換価を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会・実地調査に取り組む。福祉局においては、区職員を対象とした滞納処分業務に関する研修会等を開催し、滞納整理業務のスキルアップを図り、市債権回収対策室(保険年金課分室)においては、財産調査の集約化による効率的な滞納整理事務を進め、給与差押についても継続して実施する。各区においては、適正に滞納処分の停止が行えるよう、状況把握や整理に向けた取り組みを強化する等、区と局が一丸となって取り組んでいく。</p> <p>また、他保険加入等による資格喪失未届世帯に対する届出勧奨や、不現住世帯に係る居住確認調査の徹底により資格を適正化し、不要な調定額の縮減を図る。これらの取り組み項目については、新たに、区ごとに重点的に取り組む項目を設定し、進捗管理を強化することで、区役所、福祉局、市債権回収対策室(保険年金課分室)が連携を図りながら、効率的・効果的に収納対策を実施し、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。</p>	<p>引き続き、ページ一口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨や、各区の特性に応じた収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員による区職員への直接指導、弁護士職員による不動産差押・換価を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会・実地調査に取り組む。福祉局においては、区職員を対象とした滞納処分業務に関する研修会等を開催し、滞納整理業務のスキルアップを図り、市債権回収対策室(保険年金課分室)においては、財産調査の集約化による効率的な滞納整理事務を進め、給与差押についても継続して実施する。各区においては、適正に滞納処分の停止が行えるよう、状況把握や整理に向けた取り組みを強化する等、区と局が一丸となって取り組んでいく。</p> <p>また、他保険加入等による資格喪失未届世帯に対する届出勧奨や、不現住世帯に係る居住確認調査の徹底により資格を適正化し、不要な調定額の縮減を図る。これらの取り組み項目については、新たに、区ごとに重点的に取り組む項目を設定し、進捗管理を強化することで、区役所、福祉局、市債権回収対策室(保険年金課分室)が連携を図りながら、効率的・効果的に収納対策を実施し、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。</p>

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位 18 位

	大阪市の順位		政令指定都市平均						
	大阪市(上記1Bキ)	政令指定都市平均	大阪市(上記1Bキ)	政令指定都市平均					
② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較	過年度徴収率	23.3%	26.8%	現年度徴収率	91.0%	93.6%	合計(過年度+現年度)徴収率	78.2%	83.6%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	財政局	担当	税務部収税課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	市税
----	-----	----	--------	-------------	-----	------	--------------	-----	----

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したのも

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したのも

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

A	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
令元 実績	9,573,503	7,217	9,566,286	3,419,598	1,234,743	4,661,558	35.7%	48.7%	4,911,945	777,855,479	772,694,483	5,411	772,699,894	99.3%	99.3%	5,155,585	98.6%	98.7%	10,067,530
令2 実績	10,067,530	104,398	9,963,132	3,797,950	804,778	4,707,126	38.1%	46.8%	5,360,404	755,396,386	740,864,989	1,939	740,866,928	98.1%	98.1%	14,529,458	97.3%	97.4%	19,889,862
令3 修正目標	19,889,862	0	19,889,862	12,441,568	898,756	13,340,324	62.6%	67.1%	6,549,538	708,858,269	704,501,632	0	704,501,632	99.4%	99.4%	4,356,637	98.4%	98.5%	10,906,175
令3 実績	19,889,862	669,930	19,219,932	12,616,688	846,244	14,132,862	65.6%	71.1%	5,757,000	741,180,898	737,413,515	2,538	737,416,053	99.5%	99.5%	3,764,845	98.6%	98.7%	9,521,845
令4 当初目標	10,906,175	0	10,906,175	4,128,423	953,417	5,081,840	37.9%	46.6%	5,824,335	732,343,893	727,829,672	0	727,829,672	99.4%	99.4%	4,514,221	98.5%	98.6%	10,338,556
令4 修正目標	9,521,845	0	9,521,845	3,373,590	935,012	4,308,602	35.4%	45.2%	5,213,243	774,257,489	770,156,254	0	770,156,254	99.5%	99.5%	4,101,235	98.7%	98.8%	9,314,478
令5 当初目標	9,314,478	0	9,314,478	3,300,120	1,029,405	4,329,525	35.4%	46.5%	4,984,953	797,327,581	793,094,564	0	793,094,564	99.5%	99.5%	4,233,017	98.7%	98.9%	9,217,970

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
未収債権 の件数	0	0	90,436	5,782	13,884	6,721	0	0	0	116,823	0	0	0	0	134,509	0	0	134,509	251,322
未収金 残高	0	0	1,798,007	176,826	546,274	320,348	0	0	0	2,841,455	0	0	0	0	2,915,545	0	0	2,915,545	5,757,000
未収債権 の件数	0	0	119,796	1,950	7,217	9,843	0	0	0	138,806	0	0	0	0	8,146	0	0	8,146	146,952
未収金 残高	0	0	2,686,137	125,377	297,992	387,180	0	0	0	3,496,686	0	0	0	0	268,159	0	0	268,159	3,764,845

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ 又は ⑮

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	103,874	人
令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	398,284	
令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令2実績)のケ'	9,521,845	

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	新型コロナウイルス感染症の影響により未収金は増額となったが、滞納繰越分の取納率は前年より上昇しているため、引き続き同様に取組みを行う。また、特例猶予事案について、猶予期限の到来に係る注意喚起や猶予不履行者への早期滞納整理、高額猶予事案の担当者割り当てを行う。 ・対象事案(令和2年度以前課税分で滞納税額10万円以上20万円未満の事案等)件数の70%以上を整理(徴収・処分・停止) ・平成30年度課税の滞納事案(一定金額以上)件数の70%以上を整理(徴収・処分・停止)	次とおり数値目標を設定して取り組む。(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象) ・差押件数:16000件 ・給与照会件数:22,000件 ・インターネット公売実施回数:2回 ・インターネット公売実施回数:3回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率:85%以上
取組実績	(1) ・対象数:12,887件(昨年度実績:14,270件) ・整理率:78.5%(昨年度実績:74.8%) (2) ・対象数:4,742件(昨年度実績:5,924件) ・整理率:74.3%(昨年度実績:70.4%)	・差押件数:20,781件(昨年度実績:15,440件) ・給与照会件数27,678件(昨年度実績:26,689件) ・インターネット公売実施回数:不動産1回(昨年度実績:動産5回) (その他、公売実施直前に滞納者の納付により公売を中止したものが1回) ・合同公売実施回数:3回(昨年度実績:2回) ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率:87.8%(昨年度実績:85.1%)
課題	今年度実施した取組の成果を踏まえ、課税後3年程度が経過した事案に係る特別対策及び滞納件数、金額の約半分を占める滞納税額10万円から20万円までの滞納事案に係る集中整理に継続して取り組む必要がある。	今年度実施した取組の成果を踏まえ、差押件数等について継続して数値目標を設定し、取り組む必要がある。
改善策	課税後3年以上が経過している令和元年度の滞納事案について、処理方針に基づき、効率的に整理を図れるよう、金額段階による対象を定め、徴収、処分、停止等による整理目標を設定し、確実に整理を図る。 また、未収金残高の5割以上を占める滞納税額10万円から20万円までの滞納事案について、事務処理体制の検討、集中整理期間を設定した取組など、各市税務所の特徴に合わせた取組みにより、未収金残高の圧縮に取り組む。	差押件数等について、数値目標を設定して取り組むこととする。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	令和3年度実施した取組みの成果を踏まえ、令和4年度も次の取組みを行う。 ・対象事案(令和3年度以前課税分で滞納税額10万円以上20万円未満の事案等)件数の70%以上を整理(徴収・処分・停止) ・令和元年度課税の滞納事案(一定金額以上)件数の70%以上を整理(徴収・処分・停止)	次とおり数値目標を設定して取り組む。(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象) ・差押件数:16,000件 ・給与照会件数:22,000件 ・インターネット公売実施回数:4回 ・インターネット公売実施回数:3回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率:85%以上

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

17 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	38.1%	39.7%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	98.1%	98.7%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	97.3%	97.9%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	福祉局	担当	生活福祉部保護課	債権整理番号(3ケタ)	016	債権区分	強制・非強制徴収公債権	債権名	生活保護費返還金(保護費収入)
----	-----	----	----------	-------------	-----	------	-------------	-----	-----------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	----	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	8,511,309	▲ 267,619	8,778,928	282,750	1,162,752	1,177,883	3.2%	13.8%	7,333,426	4,306,586	2,858,895	0	2,858,895	66.4%	66.4%	1,447,691	24.0%	31.5%	8,781,117
B 令2実績	8,781,117	▲ 219,889	9,001,006	331,941	867,449	979,501	3.7%	11.2%	7,801,616	4,026,725	2,912,296	13,171	2,925,467	72.3%	72.7%	1,101,258	24.9%	30.5%	8,902,874
C 令3修正目標	8,902,874	▲ 229,959	9,132,833	337,914	936,880	1,044,835	3.7%	11.7%	7,858,039	3,925,721	2,838,296	0	2,838,296	72.3%	72.3%	1,087,425	24.3%	30.3%	8,945,464
D 令3実績	8,902,874	▲ 185,834	9,088,708	326,540	891,369	1,032,075	3.6%	11.6%	7,870,799	3,545,014	2,620,541	1,698	2,622,239	73.9%	74.0%	922,775	23.3%	29.4%	8,793,574
E 令4当初目標	8,945,464	▲ 229,959	9,175,423	367,017	857,697	994,755	4.0%	11.1%	7,950,709	3,925,721	2,838,296	0	2,838,296	72.3%	72.3%	1,087,425	24.5%	29.8%	9,038,134
F 令4修正目標	8,793,574	▲ 213,853	9,007,427	324,267	749,779	860,193	3.6%	9.8%	7,933,381	3,959,442	2,862,677	0	2,862,677	72.3%	72.3%	1,096,765	24.6%	29.2%	9,030,146
G 令5当初目標	9,030,146	▲ 213,853	9,243,999	332,784	845,402	964,333	3.6%	10.7%	8,065,813	3,959,442	2,862,677	0	2,862,677	72.3%	72.3%	1,096,765	24.2%	29.5%	9,162,578

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
未収債権の件数	207	31,860	5,393	2	5	1,648	267	0	32,308	71,690	0	2,521	152	63	1,584	77	92	4,489	76,179
未収金残高	9,551	3,337,529	658,720	3,668	1,105	193,863	136,139	0	2,960,632	7,301,207	0	282,644	28,119	10,177	230,577	6,665	11,410	569,592	7,870,799
未収債権の件数	93	2,894	268	0	0	263	76	0	3,428	7,022	0	65	11	1	44	3	0	124	7,146
未収金残高	30,012	502,013	78,023	0	0	9,440	1,984	0	255,796	877,268	0	8,855	4,271	2,724	22,532	7,125	0	45,507	922,775

※未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方  
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ※未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬→⑭又は⑮→⑯

令和3年度決算見込における債務者数	30,382	人
令和3年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	83,325	
令和3年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)	8,793,574	
= 上記2のD(令2実績)のケ'		

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<p>(1)生活保護を受給していない債務者のうち資力を回復した者に対して滞納処分を見据えた徴収事務を実施するため、各実施機関から報告を受けた調査対象者の居所調査及び財産調査等を実施し、差押等の滞納処分を積極的に実施する。</p> <p>(2)債権管理・回収アドバイザーの事業相談等を活用しながら滞納処分・法的手続による強制執行等の適切な実施に取り組む。</p> <p>(3)過年度の未収債権も法第78条の2の申出による保護費からの徴収が可能とされたことから、引き続き、各実施機関に申出徴収の対象とするよう促していく。</p> <p>(4)時効中断後の経過期間の確認など不納欠損に必要な事務処理期間を十分に確保することで、時効年限を経過した全ての債権の不納欠損処分を行う。</p> <p>(5)破産免責決定を受けた債権について、債権放棄を行い、早期の債権整理を図る。</p>	<p>(1)申出による徴収の推奨にあたり、申出徴収切替可能性リストを各実施機関へ情報提供を行ったうえで、経理事務監査等の機会で個別にヒアリングを行い、他の実施機関の事例等を参考として提供する。</p> <p>(2)口座振替による徴収について、連続して資金不足による口座不能などになっている者を抽出し、実施機関へ申出徴収への変更に向けた情報提供を行う。</p> <p>(3)少額未納債権について、早期完納に向けた取組を行う。</p> <p>(4)債権回収の意識向上のため、各実施機関に向けた債権管理研修を実施する。</p>
取組実績	<p>(1)強制徴収公債権のうち生活保護を受給していない債務者に対しては、各実施機関からの報告に基づき、居所調査・財産調査等を実施するとともに、必要に応じて差押(預金、給与、投資信託等)を実施しており、これまでのノウハウを活用して、昨年度実績以上の調査件数・差押件数を達成した。また、財産調査の結果、滞納処分の停止の要件に該当する場合について、滞納処分停止決議を行い、適切な債権整理を進めることができた。</p> <p>【令和3年度滞納処分実績】</p> <p>差押執行32件、差押予告・財産調査による納付申出63件、滞納処分の停止85件</p> <p>滞納処分効果額:17,179千円</p> <p>(2)財産調査により多額の財産があると判明した債務者等について、市債権管理・回収アドバイザーの法律相談を活用したうえで、訴訟提起に向けた関係局との調整を行った。(令和4年6月提起)</p> <p>(3)申出徴収が可能な対象者のリストについて、実施機関ごとに情報提供を行い、口座振替不能となった対象者については、個別に経理事務監査の機会等で申出徴収への切替を促す等の指示を行った。</p> <p>(4)時効年限を経過した債権について、令和3年度に869,209千円の不納欠損処理を行った。</p> <p>(5)破産免責を受けた債権について、令和3年度に22,161千円の債権放棄及び不納欠損処理を行った。</p>	<p>(1)申出による徴収の推奨にあたり、毎月の実績を各実施機関へ報告し、取組状況を共有するとともに、申出徴収が可能な滞納者のリストについて、実施機関ごとに情報提供を行い、申出徴収の更なる推進を促した。</p> <p>(2)口座振替による徴収について、資金不足等により口座不能となった者のうち申出徴収が可能な債権については、年間を通じて経理事務監査等において個別ケースについて申出徴収への変更を促し、他区の状況について情報提供を行った。</p> <p>【申出徴収件数の推移】</p> <p>H31.3 783件</p> <p>R2.3 1,771件</p> <p>R3.3 3,370件</p> <p>R4.3 4,436件</p> <p>(3)少額債権滞納者一覧について、各実施機関へ情報提供を行い、徴収率の向上のための取組を促した。</p> <p>(4)各実施機関経理担当者を対象に、9月末に債権管理に関する研修を実施した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施できなかったが、希望区に対して、新規発生債権に関する徴収事務に関すること等を中心し、令和4年度にはケースワーカー対象の債権管理に関する研修を実施する予定である。</p>
課題	<p>・過年度未収債権の縮減には、①過年度徴収率の改善、②地方自治法施行令160条に基づく債権発生抑制、③適切な時効管理等に基づく債権整理サイクルの確立(徴収困難な債権については、行政コストを縮減する観点からも、最短で不納欠損処理する。)が必要である。</p> <p>①過年度徴収率の改善</p> <p>生活保護受給中の者に対する申出徴収(天引き)と、受給中以外の者に対する滞納処分等の適切な措置を徹底することとしており、成果及び実績に応じて今後も柔軟な対応が必要である。また、保護廃止となった者についても、強制徴収公債権については、財産調査等を実施し、滞納処分を進めているが、今後は非強制徴収公債権についても、財産調査の結果、一定の債権額以上で、回収可能性があるものについては、訴訟提起等の法的手続きを進めていく必要がある。</p> <p>②地方自治法施行令160条に基づく債権発生抑制</p> <p>地方自治法施行令160条の債権発生の前段階である159条戻入の段階において、一部納付が可能となる仕組みを構築したため、特に出納整理期間に戻入未済金の解消に向けた取組を注力して行うべく、引き続き実施機関への周知・勧奨を行う必要がある。</p> <p>③適切な時効管理等に基づく債権整理サイクルの確立</p> <p>時効完成した債権について、生活保護債権を管理するシステムの特性上、不納欠損処理にかかる事務処理量が膨大になっているため、事務効率化のためのシステム改修が必要である。また、徴収見込のない債権については、債権放棄及び早期の不納欠損処理を引き続き行っていく必要がある。</p>	<p>生活保護債権は、履行延期の処分を行うことが多く、これまで、債務者が履行遅滞に陥った場合でも、履行延期の解除を行うことなく(期限の利益を喪失させることなく)、期間の経過に応じて、調定、納入通知等の事務を行ってきた。しかしながら、保護廃止となり、納付実績に効果のないものは、納入通知、督促等の行政コストを縮減するためにも、履行期の繰上げ及び滞納残額にかかる一括請求等を実施し、財産調査等の適切な措置を講じたうえで、債権回収及び債権整理を図る必要がある。</p>
改善策	<p>①過年度徴収率の改善</p> <p>○JT研修等の機会を活用した市債権回収対策室との情報交換等により、滞納処分にかかるノウハウを組織的に蓄積し、財産調査体制を強化しながら、より効率的に効果の高い滞納処分を実施する。非強制徴収公債権についても、今後も法的手続きによる債権回収が見込めるものについては、訴訟提起を検討していく。</p> <p>②地方自治法施行令160条に基づく債権発生抑制</p> <p>生活保護債権を管理するシステムの一部納付書作成機能を活用して、戻入未済金の早期完納に向けた取組を継続していく。</p> <p>③適切な時効管理等に基づく債権整理サイクルの確立</p> <p>令和5年1月にリリース予定の新システムでは、消滅時効を経過した債権の不納欠損調査の調製や、不納欠損登録が従来よりも効率的に処理できる仕様となるため、引き続き時効完成した債権の不納欠損処理を確実に実施していく。また、破産免責決定を受けた債権にかかる債権放棄等、回収見込のない債権の早期整理に向けた取組を引き続き実施していく。</p>	<p>今後は、市有財産現在高報告で示される債権(履行期が未到来のため調定計上されていない財産としての債権)についても、納付状況に応じて、履行延期の繰上げ及び現年度調定を行い、財産調査等の適切な処理を行ったうえで、履行遅滞状態を放置することなく、早期の債権回収・整理を図る必要がある。</p>

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<p>・財産調査を担当する会計年度任用職員を2名増員したため、強制徴収公債権については、これまで以上に差押等の滞納処分を積極的に実施する。</p> <p>・債権管理・回収アドバイザーの事業相談等を活用しながら、非強制徴収公債権の法的手続による強制執行等の適切な実施に取り組む。</p> <p>・出納整理期間を含め、年間を通じて戻入未済金の早期完納に向けた取組を促す。</p> <p>・債権放棄及び不納欠損処理に向けた経理担当者への研修を実施し、早期に整理すべき債権の不納欠損処理の徹底を図る。</p>	<p>・申出による徴収の推奨にあたり、引き続き実施機関へ申出徴収率の定期的な情報提供を行いながら、徴収率が低調な実施機関等へは個別にヒアリングを行い、他の実施機関の事例等を参考として提供する。令和5年1月からリリースされる新システムでは、市内の他実施機関へ移管されたケースの申出徴収処理も可能となることから、さらなる申出徴収率の向上に向けた周知を行う。</p> <p>・履行期が未到来のため、市有財産登録されている財産としての債権額が大きいもの(おおむね100万円以上)のうち、強制徴収公債権であるものの財産調査を優先的にを行い、差押又は滞納処分の停止を積極的に実施する。</p>

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

12 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	3.7%	5.0%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	72.3%	61.1%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	24.9%	23.2%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由 ※全政令市へ照会し、法第63条、法第77条、法第78条及び戻入未済金のうち、集計可能なもののみについて回答を得た。各都市により、集計対象や調定計上の在り方が異なるため、あくまで参考値である。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	福祉局	担当	介護保険課	債権整理番号(3ケタ)	064	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	介護保険料
----	-----	----	-------	-------------	-----	------	--------------	-----	-------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したのも

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したのも

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	----	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	1,916,077	10,007	1,906,070	319,490	645,522	975,019	16.8%	50.9%	941,058	55,136,371	54,253,977	0	54,253,977	98.4%	98.4%	882,394	95.7%	96.8%	1,823,452
B 令2実績	1,823,452	7,856	1,815,596	277,759	570,695	856,310	15.3%	47.0%	967,142	52,991,978	52,230,760	0	52,230,760	98.6%	98.6%	761,218	95.8%	96.8%	1,728,360
C 令3修正目標	1,728,360	11,103	1,717,257	288,843	646,168	946,114	16.8%	54.7%	782,246	52,938,986	52,007,260	0	52,007,260	98.2%	98.2%	931,726	95.7%	96.9%	1,713,972
D 令3実績	1,728,360	6,416	1,721,944	314,738	586,319	907,473	18.3%	52.5%	820,887	54,504,959	53,814,203	0	53,814,203	98.7%	98.7%	690,756	96.3%	97.3%	1,511,643
E 令4当初目標	1,713,972	11,773	1,702,199	286,310	645,521	943,604	16.8%	55.1%	770,368	52,938,986	52,007,260	0	52,007,260	98.2%	98.2%	931,726	95.7%	96.9%	1,702,094
F 令4修正目標	1,511,643	8,093	1,503,550	275,150	566,189	849,432	18.3%	56.2%	662,211	54,791,840	53,915,170	0	53,915,170	98.4%	98.4%	876,670	96.3%	97.3%	1,538,881
G 令5当初目標	1,538,881	▲102,128	1,641,009	300,305	566,189	764,366	18.3%	49.7%	774,515	54,791,840	53,915,170	0	53,915,170	98.4%	98.4%	876,670	96.1%	97.1%	1,651,185

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
未収債権の件数	0	0	1,292	0	1,185	318	0	0	0	2,795	0	11,611	0	0	25	2,435	29,508	43,580	46,375
未収金残高	0	0	314,037	0	6,033	2,022	0	0	0	322,092	0	40,057	0	0	99	291,165	167,474	498,795	820,887
未収債権の件数	0	0	1,714	0	400	134	0	0	0	2,248	0	7,864	0	0	0	2,050	0	9,914	12,162
未収金残高	0	0	416,450	0	2,963	1,335	0	0	0	420,748	0	25,005	0	0	0	245,003	0	270,008	690,756

令和3年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	58,537
令和3年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)=上記2のD(令2実績)のケ	1,511,643
令和3年度決算見込における債務者数	23,158

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生することとなる。)  
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の相続人は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ 又は ⑮

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	①から④については、現年度とあわせて取り組みを行っているため、現年度を参照。 ⑤時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨 2年の時効を迎える滞納保険料に対し、年2回催告書及び納付勧奨文書の送付を行う。 また、収納対策全般に渡り、コロナウイルス感染症の影響により収入減等で納付困難者が増加することが予測され、収納対策については減免・徴収猶予と合わせたより丁寧な対応が必要となる。	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階(生活保護受給者等)を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図る。 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権削除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。
取組実績	①から④については、現年度とあわせて取り組みを行っているため、現年度を参照。 ⑤時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨対象期間 ・R1年10～3月期・・・R3年9月1日発送(発送件数7,794件) ・R2年4～9月期・・・R4年3月1日発送(発送件数7,792件)	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 【令和4年3月末実績】 ・財産調査件数418,214件 ・差押金額67,225千円 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 ・早期督促【令和4年1月末実績】 216,070千円 ・中長期督促【令和4年1月末実績】 21,044千円 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 ④被保険者資格の適正化 【令和4年3月末実績】 調定削減額 24,084千円
課題	現年度とあわせて取り組みを行っているため、現年度を参照。	②について、65歳年齢到達者は就労等により平日日中は不在であることが多く、接触率が他の年齢層に比べ下がる。また、介護保険制度では65歳年齢到達により自動的に第1号被保険者となるため、連絡先電話番号を把握していない場合が多い。その場合は、直接訪問しての督促となるため、電話での督促に比べ効率が下がる。
改善策	現年度とあわせて取り組みを行っているため、現年度を参照。	②平日日中不在者へは、夜間や休日の納付督促を重点的に行った。 連絡先電話番号を把握していない被保険者については、国民健康保険担当で把握している電話番号を活用して、被保険者との接触の機会の増加を図った。 ③早期滞納者を中心に、最終催告書等の発送を行い、更なる徴収強化を図った。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	①から⑤については、現年度とあわせて取り組みのため、現年度を参照。 ⑥滞納処分の停止 令和4年11月に介護保険システムにおいて、滞納処分の停止のシステムリリースが完了する予定であることから、それ以降は順次、滞納処分の停止を行う。	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図る。 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権削除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。 ⑤課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施 給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。 また、収納対策全般に渡り、コロナウイルス感染症の影響により収入減等で納付困難者が増加することが予測され、収納対策については減免・徴収猶予と合わせたより丁寧な対応が必要となる。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位 20 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1日キ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	15.3%	22.3%

	大阪市 (上記1日キ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	98.6%	99.2%

	大阪市 (上記1日キ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	95.8%	97.7%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	住宅使用料
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	---------------	-----	-------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定繰減額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	474,849	▲1,020	475,869	135,220	50,625	184,825	28.4%	38.9%	290,024	37,641,648	37,492,849	0	37,492,849	99.6%	99.6%	148,799	98.7%	98.8%	438,823
B 令2実績	438,823	126	438,697	142,328	19,952	162,406	32.4%	37.0%	276,417	37,291,777	37,180,973	0	37,180,973	99.7%	99.7%	110,804	98.9%	99.0%	387,221
C 令3修正目標	387,221	0	387,221	93,269	20,113	113,382	24.1%	29.3%	273,839	37,223,373	37,074,480	0	37,074,480	99.6%	99.6%	148,893	98.8%	98.9%	422,732
D 令3実績	387,221	▲1,055	388,276	108,033	17,375	124,353	27.8%	32.1%	262,868	36,970,042	36,860,163	0	36,860,163	99.7%	99.7%	109,879	99.0%	99.0%	372,747
E 令4当初目標	422,732	0	422,732	121,214	28,710	149,924	28.7%	35.5%	272,808	37,223,373	37,074,480	0	37,074,480	99.6%	99.6%	148,893	98.8%	98.9%	421,701
F 令4修正目標	372,747	0	372,747	103,623	43,600	147,223	27.8%	39.5%	225,524	36,799,969	36,652,769	0	36,652,769	99.6%	99.6%	147,200	98.9%	99.0%	372,724
G 令5当初目標	372,724	0	372,724	103,617	40,937	144,554	27.8%	38.8%	228,170	36,799,969	36,656,449	0	36,656,449	99.6%	99.6%	143,520	98.9%	99.0%	371,690

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
未収債権の件数	0	1,419	17	41	0	98	0	131	0	1,706	4	118	14	13	54	0	1	204	1,910
未収金残高	0	201,226	1,038	3,249	0	8,676	0	20,157	0	234,346	718	17,705	1,378	1,698	6,994	0	29	28,522	262,868
現年度未収債権の件数	18	1,621	2	53	0	81	0	36	0	1,811	0	13	1	24	19	0	0	57	1,868
現年度未収金残高	1,143	95,690	154	3,501	0	4,440	0	2,171	0	107,099	0	573	90	1,240	877	0	0	2,780	109,879

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ → ⑯

令和3年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	3,778
令和3年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)=上記2のD(令2実績)のケ'	372,747

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。</li> <li>・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。</li> <li>・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。</li> <li>・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。</li> <li>・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。</li> <li>・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。</li> <li>・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したもについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。</li> <li>・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。</li> <li>・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。</li> </ul>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。</li> <li>・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和3年度3月末時点委託案件回収額:14,311千円)</li> <li>・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。</li> <li>・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和3年度3月末時点債権差押申立件数:27件 取立件数:26件)</li> <li>・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促を実施してきた。</li> <li>・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(12件:2,691,042円)</li> <li>・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(3件:160,000円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。</li> <li>・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したもについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。(令和3年度3月末時点即決和解申出件数:103件)</li> <li>・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。</li> <li>・口座振替・代理納付実施率の向上のための取り組みを行ってきた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高率で推移している収納率の維持・向上を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。</li> <li>・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組が必要。</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による督促や保証人に対して滞納者に対する納付説得依頼の文書発送を引き続き実施、また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。</li> <li>・和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理、滞納額を増やさないよう電話および文書による督促を継続して行う。</li> </ul>

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。</li> <li>・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。</li> <li>・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。</li> <li>・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。</li> <li>・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。</li> <li>・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したもについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。</li> <li>・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。</li> <li>・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。</li> <li>・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。</li> </ul>

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

2 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	32.4%	23.3%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.7%	99.2%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	98.9%	94.1%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	こども青少年局	担当	保育企画課	債権整理番号(3ケタ)	030	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	保育所保育料
----	---------	----	-------	-------------	-----	------	--------------	-----	--------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'-(エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	286,707	5,736	280,971	106,121	19,652	131,509	37.8%	45.9%	155,198	6,928,805	6,837,749	0	6,837,749	98.7%	98.7%	91,056	96.3%	96.6%	246,254
B 令2実績	246,254	15,595	230,659	88,962	17,925	122,482	38.6%	49.7%	123,772	4,853,414	4,768,374	0	4,768,374	98.2%	98.2%	85,040	95.5%	95.9%	208,812
C 令3修正目標	208,812	0	208,812	80,601	16,728	97,329	38.6%	46.6%	111,483	4,975,799	4,886,235	0	4,886,235	98.2%	98.2%	89,564	95.8%	96.1%	201,047
D 令3実績	208,812	▲67	208,879	87,896	26,195	114,024	42.1%	54.6%	94,788	4,596,893	4,524,791	0	4,524,791	98.4%	98.4%	72,102	96.0%	96.5%	166,890
E 令4当初目標	201,047	0	201,047	77,604	16,919	94,523	38.6%	47.0%	106,524	5,346,497	5,276,992	0	5,276,992	98.7%	98.7%	69,505	96.5%	96.8%	176,029
F 令4修正目標	166,890	0	166,890	70,260	14,284	84,544	42.1%	50.7%	82,346	5,278,101	5,193,651	0	5,193,651	98.4%	98.4%	84,450	96.7%	96.9%	166,796
G 令5当初目標	166,796	0	166,796	70,221	16,584	86,805	42.1%	52.0%	79,991	5,359,181	5,273,434	0	5,273,434	98.4%	98.4%	85,747	96.7%	97.0%	165,738

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
未収債権の件数	0	0	1,497	873	0	361	0	0	0	2,731	0	0	0	0	4,715	0	0	4,715	7,446
未収金残高	0	0	7,476	12,865	0	7,617	0	0	0	27,958	0	0	0	0	66,830	0	0	66,830	94,788
未収債権の件数	1,205	1,785	728	0	0	107	0	0	0	3,825	0	0	0	0	0	0	0	0	3,825
未収金残高	23,355	31,200	15,058	0	0	2,488	0	0	0	72,101	0	0	0	0	0	0	0	0	72,101

① 未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方  
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。  
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ 又は ⑮

令和3年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	11,271
令和3年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)=上記2のD(令2実績)のケ'	166,889
令和3年度決算見込における債務者数	2,418

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。</li> <li>従来の文書を中心とした啓発から、集中的に取り組み対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し啓発に取り組み。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。</li> <li>電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ差押え等の滞納処分を実施する。</li> <li>滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押えに取り組み。</li> <li>滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。</li> <li>滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。</li> <li>公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。</li> <li>令和2年度の取組を中心に、可能な限り滞納処分を強化する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。</li> <li>新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納をめざす。</li> <li>公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。</li> <li>支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、滞納処分を実施する。</li> <li>3歳児以上の幼児教育保育無償化により、経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。</li> <li>3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。</li> </ul>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行った。</li> <li>従来の文書を中心とした啓発から、集中的に取り組み対象者には、積極的に架電し啓発に取り組んだ。</li> <li>電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ、財産調査で判明している差押え等の滞納処分を実施した。</li> <li>滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけた。</li> <li>国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行い、速やかに滞納処分を実施できるように努めた。</li> <li>公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分に努めた。</li> <li>新型コロナウイルス感染症状況を鑑みつつ、納付交渉を丁寧かつ粘り強く行い、徴収率向上に向けた取り組みを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替による納付は、保育料の滞納を未然に防ぐ事につながるため、区役所と連携し口座振替加入率の向上に努めた。</li> <li>新たに滞納となったものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を促し、早期完納に向けて納付交渉を行った。</li> <li>支払い能力がある滞納者には、速やかに滞納処分の実施に努めた。</li> <li>3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行った。</li> <li>現年度の未収金では、3か月以上の若しくは10万円を超える滞納者に、早い段階での電話による納付勧奨を行った。</li> <li>令和2年度の取組内容に加え、3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行った。</li> <li>新型コロナウイルス感染症状況を鑑みつつ、納付交渉を丁寧かつ粘り強く行い、徴収率向上に向けた取り組みを行った。</li> </ul>
課題	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなか、今後の情勢の見通しが不透明であり、さらに生活困窮等による滞納者が増加する事も考えられる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなか、今後の情勢の見通しが不透明であり、さらに生活困窮等による滞納者が増加する事も考えられる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴い、保育料の請求を保育実施月の2か月後の26日としていることから、3月分保育料について現年度中に収納できない可能性があり、収納率の低下が考えられる。</p>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症状況を鑑みつつ、納付交渉を丁寧かつ粘り強く行い、徴収率向上に向けた取り組みを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症状況を鑑みつつ、納付交渉を丁寧かつ粘り強く行い、徴収率向上に向けた取り組みを行う。</li> <li>3月分保育料の未納を未然に防ぐためにも保育料の納期限について、周知を行うとともに、さらなる口座振替加入率の向上をめざす。</li> </ul>

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。</li> <li>従来の文書を中心とした啓発から、集中的に取り組み対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し啓発に取り組み。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。</li> <li>電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ差押え等の滞納処分を実施する。</li> <li>滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押えに取り組み。</li> <li>滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。</li> <li>滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。</li> <li>公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。</li> <li>令和3年度の取組を中心に、可能な限り滞納処分を強化する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。</li> <li>新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納をめざす。</li> <li>公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。</li> <li>支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、滞納処分を実施する。</li> <li>3歳児以上の幼児教育保育無償化により、経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。</li> <li>3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。</li> </ul>

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

6 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	38.6%	25.3%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	98.2%	99.4%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	95.5%	91.9%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

# 令和3年度 市債権回収対策室の徴収状況

(令和4年5月末日現在)

## (1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	件数(件)	引継金額 (百万円)	徴収目標額 (百万円)	徴収実績 (百万円)	徴収率 (円単位で算出)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ 加入及び市外転出の滞納者	1,516	215	72	90	41.9%
市 税	財政局	国民健康保険料 との重複滞納	1,608	208	98	131	62.9%
合 計 ①			3,124	423	(A) 170	(B) 221	
						目標達成率 (B) / (A)	130.0%

## (2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局 (会計)	対象条件	財産調査対象 滞納額(百万円)	徴収効果目標額 (百万円)	徴収効果額 (百万円)	目標達成率
国民健康保険料	福祉局 (国保)	全ての滞納者	11,108	600	1,076	179.3%
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等) を除く滞納者	1,579	390	405	103.8%
合 計 ②			12,687	(C) 990	(D) 1481	149.6%

合計 ①+②	徴収目標額(百万円) (A) + (C)	徴収実績(百万円) (B) + (D)	目標達成率
	1,160	1,702	146.7%

## 令和4年度 市債権回収対策室の徴収目標

### (1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	件数(件)	引継金額 (百万円)	徴収目標額 (百万円)	目標徴収率
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ 加入及び市外転出の滞納者	1,496	206	72	35.0%
市 税	財政局	国民健康保険料 との重複滞納	1,501	185	95	51.4%
合 計 ①			2,997	391	(A) 167	42.7%

### (2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局 (会計)	対象条件	財産調査対象 滞納額(百万円)	徴収効果目標額 (百万円)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	全ての滞納者	9,577	1,030
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等) を除く滞納者	1,385	405
合 計 ②			10,962	(B) 1435

合計 ①+②	徴収目標額(百万円) (A) + (B)
	1,602